



認証番号
090720

服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail:hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成 22 年 10 月号



労働保険事務組合委託事業主の方へ

労働保険料2期分 口座振替日は 11月1日(月) です

ご多忙の中恐縮ですが、ご留意いただきますようお願いいたします

鳥取県の最低賃金が決定されました

鳥取県内の事業所では、使用者は最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。また、この最低賃金は、常用・アルバイト・パートタイマーなどの雇用形態にかかわらず県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。

平成 22 年 10 月 31 日発効 **1 時間 642円**

※特定の産業には産業別最低賃金が定められています

最低賃金には、次の賃金は含まれません

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

中退共の退職金で元気な会社！

中退共制度(中小企業退職金共済制度)は

中小企業で働く従業員のための

退職金制度です

- 適格退職年金制度からの移行先にもなっており、国の制度なので安全・確実・有利です。
- 掛金の一部を国が助成します
- 掛金は税法上、損金又は必要経費として全額非課税になります。
- 掛金は月額 5,000 円～30,000 円までで、パートタイマーの方は通常の従業員よりも低い掛金(2,000 円～)で加入もできます。

詳しくは当事務所までお気軽にご相談ください！

10月の生活ホットニュース

相次ぐ「未払い残業代」をめぐる紛争事例

◆「未払い残業」に関するトラブル

このところ、「未払い残業代」をめぐるトラブル事件がマスコミを賑わせています。9月下旬には、大手旅行会社の子会社、流通業界大手のグループ会社の問題が相次いで取り沙汰されました。

◆みなし労働の適用をめぐる

阪急交通社の子会社である「阪急トラベルサポート」の派遣添乗員6名は、「みなし労働時間制」が適用されているのは不当であるとして、未払い残業代の支払いを求め、東京地裁に提訴していました。

先日その判決があり、同地裁の裁判官は「みなし労働時間制」の適用を認めただうえで、1人当たり 84 万円～271 万円の支払いを同社に求めました。

判決では、携帯電話による報告や添乗報告書などによる労働時間の把握は困難であったと認定して「みなし労働時間制」の適用は認めました。しかし、ツアーごとに「みなし労働時間」を決定すべきであると判断したのです。

◆労基署の是正勧告を受けて

イオングループの「マックスバリュ東北」では、秋田県内の2店舗において未払い残業があるととして、今年の3月に労働基準監督署から是正勧告を受けていました。

その後、同社では、青森・岩手・秋田・山形の全90店舗における未払い残業についての調査を行い、過去2年間で従業員1,009人(8,687人中)が未払い残業を行っていたと認めました。従業員1人当たりの月間の未払い残業時間は平均7.1時間であり、今年の11月末までに未払い総額約2億2,000万円を支払うと発表しました。

◆「労務リスク」に備える！

多くの企業は「未払い残業」に関して、非常に大きな労務リスクを抱えています。過去の未払い残業代について、いつ従業員(または退職者)から請求がなされるか、労働基準監督署からの指摘を受けるかわからない時代となっています。

今後は、無駄な残業を発生させない仕組みづくり、労務管理上の工夫、就業規則・社内規定の整備等が、より一層求められます。

新しい高齢者医療制度の行方

◆2013年度に廃止予定

何かと話題となった「後期高齢者医療制度」ですが、民主党は、見直しすると言ってい

ます。

厚生労働省は2013年度の同制度廃止と新制度導入を目指しています。

◆現在の制度の仕組み

後期高齢者医療制度は、2008年4月に導入されました。都道府県単位で保険料が決定される仕組みで、75歳以上の人(約1,400万人)が対象となっています。

保険料の徴収は市町村が行い、医療給付などは「後期高齢者医療広域連合」(都道府県ごとに全市町村が参加・設立)が運営を行っています。

◆新制度が導入されると?

厚生労働省では、この後期高齢者医療制度を廃止して2013年度から新しい高齢者医療制度を導入するとしています。新制度では、75歳以上の高齢者のうち、現役サラリーマンと扶養家族(約200万人)は「健康保険組合」や「協会けんぽ」などの被用者保険に加入し、その他の人(約1,200万人)は国民健康保険に移ることとなります。

なお、国民健康保険については、運営主体を「市町村」単位から「都道府県」単位に広域化する方針が厚生労働省から示されています。

◆新制度におけるポイント

(1) 高齢者の保険料負担・窓口負担が減少するか

(2) 医療制限を設けることがないか

この二つがしっかり守られることが大切です。